

改正案	現 行
<p>第一条から第四条まで（現行のとおり） （紛争処理の手續に要する費用）</p> <p>第五条（現行のとおり）</p> <p>一 公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号。以下「令」という。）第十条の規定により陳述若しくは意見を求められた参考人又は鑑定を依頼された鑑定人に支給する鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当又は鑑定料</p> <p>二から四まで（現行のとおり）</p> <p>2 前項第一号の参考人又は鑑定人に支給する鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当の額は、職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「旅費条例」という。）の規定により職務の級が一級の職員に支給する額に相当する額とする。</p> <p>3 前項に規定する費用の支給方法及び算定方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 第一項第一号の鑑定料は、当該鑑定をするに当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して、その実費の支給をすることができる。この場合において、その支給方法は、知事が定める。</p> <p>第六条から第八条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第四条まで（略） （紛争処理の手續に要する費用）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一 公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号。以下「令」という。）第十条の規定により陳述若しくは意見を求められた参考人又は鑑定を依頼された鑑定人に支給する鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料又は鑑定料</p> <p>二から四まで（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第六条から第八条まで（略）</p>